告　　示

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年一月十八日付けをもって次のとおり原動機を用いる車いすの型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二日　　国家公安委員会委員長　松本　　純

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K17－1	自動折りたたみ式電動３輪シニアカー Ｄｉ　Ｂｌａｓｉ　Ｒ30	株式会社メグム 福岡県糸島市志登130－１

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年一月十八日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二日　　国家公安委員会委員長　松本　　純

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N17－1	ＳＷＩＭＥ ＴＬＵ６ＥＶ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番11号
交　N17－2	26インチ　電動アシスト自転車－324 bicycle－324assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N17－3	22インチ　電動アシスト自転車－325 bicycle－325assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N17－4	20インチ　電動アシスト自転車－459 bicycle－459assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N17－5	Camaleonte－E 17ＢＥ61	サイクルヨーロッパジャパン株式会社 東京都千代田区外神田６－５－12偕楽ビル新末広７Ｆ

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年一月十八日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二日　　国家公安委員会委員長　松本　　純

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A17－1	ＳＷＩＭＥ ＴＬＵ６ＥＶ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番11号
交　A17－2	26インチ　電動アシスト自転車－324 bicycle－324assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A17－3	22インチ　電動アシスト自転車－325 bicycle－325assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A17－4	20インチ　電動アシスト自転車－459 bicycle－459assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　A17－5	Camaleonte－E 17ＢＥ61	サイクルヨーロッパジャパン株式会社 東京都千代田区外神田６－５－12偕楽ビル新末広７Ｆ

○金融庁財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

金融庁長官　森　　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

バンク　オブ　シンガポール　リミテッドの項の次に次のように加える。

バンク　オブ　アメリカ　ナショナル　アソシエーション	シンガポール　リミテッド アメリカ合衆国　ノースカロライナ州　シャーロット市　スイート百七十　ノース　トライオン　ストリート　百

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

ポリマー工業株式会社	北海道旭川市三条通十六丁目二千百二十七番地の二	防水施工

○法務省告示第六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日

法務大臣　金田　勝年